

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第105号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条～第7条の2）</p> <p>第2節～第4節 [略]</p> <p>第2章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（県税収入報告書）</p> <p>第3条 条例第16条ただし書に規定する出納員（以下「出納員」という。）は、毎月、<u>県税収入報告書（様式第1号）</u>を作成し、当月分を翌月10日までに総務部長を経由して会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>（県税収入決算報告書）</p> <p>第4条 出納員は、毎年度、<u>県税収入決算報告書（様式第2号）</u>を作成し、翌年度の6月20日までに総務部長を経由して会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>（委任外事項等）</p> <p>第5条 条例第5条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（徴税吏員証票等の様式）</p> <p>第7条 <u>次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条～<u>第7条の3</u>）</p> <p>第2節～第4節 [略]</p> <p>第2章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（県税収入報告書）</p> <p>第3条 条例第16条ただし書に規定する出納員（以下「出納員」という。）は、毎月、<u>別に定める様式による県税収入報告書</u>を作成し、当月分を翌月10日までに総務部長を経由して会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>（県税収入決算報告書）</p> <p>第4条 出納員は、毎年度、<u>別に定める様式による県税収入決算報告書</u>を作成し、翌年度の6月20日までに総務部長を経由して会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>（委任外事項等）</p> <p>第5条 条例第5条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>（3） 法附則第7条第1項に規定する申告特例通知書の送付に関する事項</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>（納付書等の様式）</p> <p>第7条 <u>条例第2条第3号及び第4号又は第34条に規定する文書は、別に定める様式による納付・納入（払込）書とする。</u></p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 項</th> <th>書類の様式</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 条例第4条</td> <td>徴税吏員証</td> <td>様式第3号 又は様式第4号</td> </tr> <tr> <td>2 条例第2条第3号及び第4号又は条例第34条</td> <td>納付・納入（払込）書</td> <td>様式第5号</td> </tr> </tbody> </table>	条 項	書類の様式	様式番号	1 条例第4条	徴税吏員証	様式第3号 又は様式第4号	2 条例第2条第3号及び第4号又は条例第34条	納付・納入（払込）書	様式第5号	<p>2 条例第4条に規定する徴税吏員証の様式は、様式第1号又</p>
条 項	書類の様式	様式番号								
1 条例第4条	徴税吏員証	様式第3号 又は様式第4号								
2 条例第2条第3号及び第4号又は条例第34条	納付・納入（払込）書	様式第5号								

(県税の収納の事務の委託の基準)

第7条の2 [略]

(調定)

第8条 局長は、徴収金を徴収しようとするときは、賦課・調定決定書(様式第6号)により、その徴収の調定をしなければならない。

2・3 [略]

(調定通知)

第9条 局長は、前条の規定により調定をしたときは、直ちに出納員に対し、調定通知書(様式第7号)を送付しなければならない。

(自動車税に係る第二次納税義務の免除の申告手続)

第9条の2 法第145条第2項に規定する自動車(以下この条において「所有権留保付自動車」という。)の売主は、法第11条の9第3項に規定する自動車税に係る第二次納税義務の免除の申告をしようとするときは、所有権留保付自動車に係る自動車税の第二次納税義務免除申告書(様式第7号の2)に、次に掲げる書類又はその写しを添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(納税の告知)

第10条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金について当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) [略]

(2) 普通徴収の方法によって徴収する税及び当該税に係る延滞金 納税通知書(様式第8号)

(3) 証紙徴収又は条例第104条の3の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 納税の告知書(様式第8号の2)

(領収証書の交付)

第11条 出納員は、徴収金(証紙徴収の方法による自動車取得

は様式第2号によるものとする。

(県税の収納の事務の委託の基準)

第7条の2 [略]

(申告書等への個人番号等の記載を要しない場合)

第7条の3 条例第6条の3に規定する規則で定める場合は、次に掲げる書類を提出する場合とする。

(1) 県税の納付又は納入に係る書類

(2) 自動車取得税及び自動車税(新規登録分に限る。)の申告書等

(3) 軽油引取税の免税軽油の引取りに係る報告書等

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(調定)

第8条 局長は、徴収金を徴収しようとするときは、別に定める様式による賦課・調定決定書により、その徴収の調定をしなければならない。

2・3 [略]

(調定通知)

第9条 局長は、前条の規定により調定をしたときは、直ちに出納員に対し、別に定める様式による調定通知書を送付しなければならない。

(自動車税に係る第二次納税義務の免除の申告手続)

第9条の2 法第145条第2項に規定する自動車(以下この条において「所有権留保付自動車」という。)の売主は、法第11条の9第3項に規定する自動車税に係る第二次納税義務の免除の申告をしようとするときは、別に定める様式による所有権留保付自動車に係る自動車税の第二次納税義務免除申告書に、次に掲げる書類又はその写しを添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(納税の告知)

第10条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金について当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) [略]

(2) 普通徴収の方法によって徴収する税及び当該税に係る延滞金 別に定める様式による納税通知書

(3) 証紙徴収又は条例第104条の3の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 別に定める様式による納税の告知書

(領収証書の交付)

第11条 出納員は、徴収金(証紙徴収の方法による自動車取得

税、自動車税及び狩猟税に係る徴収金を除く。)を領収したときは、当該徴収金を納付又は納入した者に領収証書(様式第8号又は様式第9号)を交付しなければならない。この場合において、当該徴収金が納付書又は納入書によって納付又は納入されたときは、領収証書に領収印(様式第9号の3)を押印して、これを交付することができる。

(出納員の徴収金の払込み)

第11条の2 出納員は、徴収金を領収したときは、会計規則第22条第1項に定める日までに現金払込書(様式第9号の2)により岩手県指定金融機関に払い込まなければならない。

(調定及び収入の更正)

第11条の4 局長は、第9条の規定により調定通知書を送付した収入金の所属年度、会計名又は歳入科目に過誤を発見したときは、収入更正通知票(様式第9号の4)を作成し、出納員に対し、送付しなければならない。

(県税収入日計表の作成)

第12条 出納員は、毎日、県税収入日計表(様式第10号)を作成しなければならない。

(災害等による期限延長の通知)

第13条 局長は、条例第14条第2項の規定による期限の延長の申請について決定をしたときは、災害等による期限の延長承認(不承認)通知書(様式第11号)により、遅滞なく申請人に通知しなければならない。

(徴収猶予に伴う差押解除の不承認の通知)

第14条 局長は、条例第15条の2の規定による申請書の提出があったものについてその申請を承認しないときは、徴収猶予に伴う差押財産解除不承認通知書(様式第12号)により申請人に通知しなければならない。

(納付又は納入義務の消滅の通知)

第15条 局長は、滞納処分の執行を停止した徴収金について法第15条の7第4項又は第5項の規定によりその納付し、又は納入する義務が消滅したときは、納税義務消滅通知書(様式第13号)により、当該停止を受けていた者に通知しなければならない。

(担保の提供手続)

第16条 局長は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の10(政令第39条の12及び第43条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定による担保の提供を受ける場合は、その提供をしようとする者から猶予に係る担保提供書(様式第14号又は様式第15号)又は県たばこ税の納期限の延長に係る担保提供書(様式第15号の2

税、自動車税及び狩猟税に係る徴収金を除く。)を領収したときは、当該徴収金を納付又は納入した者に別に定める様式による領収証書を交付しなければならない。この場合において、当該徴収金が納付書又は納入書によって納付又は納入されたときは、領収証書に別に定める様式による領収印を押印して、これを交付することができる。

(出納員の徴収金の払込み)

第11条の2 出納員は、徴収金を領収したときは、会計規則第22条第1項に定める日までに別に定める様式による現金払込書により岩手県指定金融機関に払い込まなければならない。

(調定及び収入の更正)

第11条の4 局長は、第9条の規定により調定通知書を送付した収入金の所属年度、会計名又は歳入科目に過誤を発見したときは、別に定める様式による収入更正通知票を作成し、出納員に対し、送付しなければならない。

(県税収入日計表の作成)

第12条 出納員は、毎日、別に定める様式による県税収入日計表を作成しなければならない。

(災害等による期限延長の通知)

第13条 局長は、条例第14条第2項の規定による期限の延長の申請について決定をしたときは、別に定める様式による災害等による期限の延長承認(不承認)通知書により、遅滞なく申請人に通知しなければならない。

(徴収猶予に伴う差押解除の不承認の通知)

第14条 局長は、条例第15条の2の規定による申請書の提出があったものについてその申請を承認しないときは、別に定める様式による徴収猶予に伴う差押財産解除不承認通知書により申請人に通知しなければならない。

(納付又は納入義務の消滅の通知)

第15条 局長は、滞納処分の執行を停止した徴収金について法第15条の7第4項又は第5項の規定によりその納付し、又は納入する義務が消滅したときは、別に定める様式による納税義務消滅通知書により、当該停止を受けていた者に通知しなければならない。

(担保の提供手続)

第16条 局長は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の10(政令第39条の12及び第43条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定による担保の提供を受ける場合は、その提供をしようとする者から別に定める様式による猶予に係る担保提供書又は別に定める様式による県たばこ税の納期限の延長に係る担保提供書を徴

を徴さなければならない。

2 [略]

(送達書)

第20条 法第20条第2項又は第3項の規定による交付送達の方法によって書類を送達する場合は、送達書(様式第16号)によらなければならない。

(公示送達書)

第21条 条例第19条の規定による掲示場に掲示して行う公示送達は、公示送達書(様式第17号)によらなければならない。

(延滞金の減免)

第22条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定する延滞金の減免を受けようとする者は、税金又は納入金を納付し、又は納入する日までに、延滞金減免申請書(様式第18号)によりその減免を受けようとする理由を証明するに足りる書類を添付して、局長に提出しなければならない。

4 局長は、延滞金の減免を承認し、又は不承認したときは、その旨を前項の申請した者に延滞金減免承認(不承認)通知書(様式第19号)により通知しなければならない。

(差押物件の封印票等)

第24条 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第60条第2項の規定により封印又は公示書により差し押えた旨を表示する場合は、差押物件封印票(様式第20号)又は差押公示書(様式第21号)によらなければならない。

(納税管理人申告書等の様式)

第25条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第9条第1項	[略]	様式第22号
2 条例第9条第1項	[略]	様式第22号 の2
3 条例第9条第2項	[略]	様式第22号 の3
4 条例第14条第3項	[略]	様式第23号
5 政令第2条第2項(同条第6項において準用す	[略]	様式第24号

さなければならない。

2 [略]

(送達書)

第20条 法第20条第2項又は第3項の規定による交付送達の方法によって書類を送達する場合は、別に定める様式による送達書によらなければならない。

(公示送達書)

第21条 条例第19条の規定による掲示場に掲示して行う公示送達は、別に定める様式による公示送達書によらなければならない。

(延滞金の減免)

第22条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定する延滞金の減免を受けようとする者は、税金又は納入金を納付し、又は納入する日までに、別に定める様式による延滞金減免申請書によりその減免を受けようとする理由を証明するに足りる書類を添付して、局長に提出しなければならない。

4 局長は、延滞金の減免の承認をしたとき、又は承認をしなかったときは、その旨を前項の申請をした者に別に定める様式による延滞金減免承認(不承認)通知書により通知しなければならない。

(差押物件の封印票等)

第24条 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第60条第2項の規定により封印又は公示書により差し押えた旨を表示する場合は、差押物件封印票(様式第3号)又は差押公示書(様式第4号)によらなければならない。

(納税管理人申告書等の様式)

第25条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第9条第1項	[略]
2 条例第9条第1項	[略]
3 条例第9条第2項	[略]
4 条例第14条第3項	[略]
5 政令第2条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)	[略]

る場合を含む。)		
6 政令第2条第5項	[略]	様式第25号
7 法第11条第1項（法第16条の5第4項において準用する場合を含む。）	[略]	様式第26号
8 法第11条第2項（法第16条の5第4項において準用する場合を含む。）	[略]	様式第27号
9 政令第6条の2の2	[略]	様式第27号の2
10 政令第6条の2の3（政令第6条の8第4項において準用する場合を含む。）	[略]	様式第28号
11 政令第6条の3第1項及び第2項	[略]	様式第29号
12 政令第6条の6第1項	[略]	様式第30号
13 政令第6条の6第2項	[略]	様式第31号
14 政令第6条の8第1項	[略]	様式第33号
15 政令第6条の8第2項	[略]	様式第34号
16 条例第15条第1項及び条例第15条の2（条例第99条の15において準用する場合を含む。）	[略]	様式第15号
17 条例第15条第2項	[略]	様式第35号
18 法第15条第4項（法第144条の29第2項において準用する場合を含む。）	[略]	様式第36号
19 法第15条第4項（法第15条の5第3項及び第144条の29第2項において準用する場合を含む。）	[略]	様式第37号
20 法第15条の3第2項	[略]	様式第39号
21 法第15条の3第3項（法第15条の6第2項において準用する場合を含む。）及び法第15条の8第2項	[略]	様式第40号

6 政令第2条第5項	[略]	
7 法第11条第1項（法第16条の5第4項において準用する場合を含む。）	[略]	
8 法第11条第2項（法第16条の5第4項において準用する場合を含む。）	[略]	
9 政令第6条の2の2	[略]	
10 政令第6条の2の3（政令第6条の8第4項において準用する場合を含む。）	[略]	
11 政令第6条の3第1項及び第2項	[略]	
12 政令第6条の6第1項	[略]	
13 政令第6条の6第2項	[略]	
14 政令第6条の8第1項	[略]	
15 政令第6条の8第2項	[略]	
16 条例第15条第1項及び第15条の2（条例第99条の15において準用する場合を含む。）	[略]	
17 条例第15条第2項	[略]	
18 法第15条第4項（法第144条の29第2項において準用する場合を含む。）	[略]	
19 法第15条第4項（法第15条の5第3項及び第144条の29第2項において準用する場合を含む。）	[略]	
20 法第15条の3第2項	[略]	
21 法第15条の3第3項（法第15条の6第2項において準用する場合を含む。）及び法第15条の8第2項	[略]	

22	法第15条の5第3項	[略]	様式第41号
23	法第15条の7第2項	[略]	様式第42号
24	政令第6条の11第1項	[略]	様式第43号
25	法第16条の3第4項	[略]	様式第44号
26	政令第6条の12第1項	[略]	様式第45号
27	政令第6条の12第5項	[略]	様式第46号
28	法第16条の4第4項第1号	[略]	様式第47号
29	条例第17条	[略]	様式第48号
30	法第17条の2第5項	[略]	様式第49号
31	政令第6条の20	[略]	様式第50号
32	政令第6条の20	[略]	様式第51号
33	条例第21条第1項	[略]	様式第52号
34	法第2章及び第4章	[略]	様式第53号

2 [略]

(納税管理人の承認等の通知)

第25条の2 局長は、条例第9条第1項の規定による申請書を受理した場合において納税管理人の承認をしたとき、又は承認をしなかったときは、その旨を納税管理人承認（不承認）通知書（様式第22号の4）により当該申請者に通知しなければならない。

2 局長は、条例第9条第2項の規定による申請書を受理した場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、その旨を徴収金の徴収確保に支障がないことの認定（認定をしないこと）通知書（様式第22号の5）により当該申請者に通知しなければならない。

(過料処分)

第26条 知事は、過料処分の決定をしたときは、過料処分決定書（様式第54号）により過料に処する者に局長を経由して交付するものとする。

2 [略]

(差押又は領置物件等の還付)

第27条 徴税吏員は、国税犯則取締法第7条第4項の規定により差押物件又は領置物件を還付し、又は同法第19条の規定により解除を命ぜられた差押物件を還付するときは、差押・領置物件還付請求書（様式第55号）を徴さなければならない。

(犯則取締りに関する文書の様式)

第28条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲

22	法第15条の5第3項	[略]	
23	法第15条の7第2項	[略]	
24	政令第6条の11第1項	[略]	
25	法第16条の3第4項	[略]	
26	政令第6条の12第1項	[略]	
27	政令第6条の12第5項	[略]	
28	法第16条の4第4項第1号	[略]	
29	条例第17条	[略]	
30	法第17条の2第5項	[略]	
31	政令第6条の20	[略]	
32	政令第6条の20	[略]	
33	条例第21条第1項	[略]	
34	法第2章及び第4章	[略]	

2 [略]

(納税管理人の承認等の通知)

第25条の2 局長は、条例第9条第1項の規定による申請書を受理した場合において納税管理人の承認をしたとき、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による納税管理人承認（不承認）通知書により当該申請者に通知しなければならない。

2 局長は、条例第9条第2項の規定による申請書を受理した場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、その旨を別に定める様式による徴収金の徴収確保に支障がないことの認定（認定をしないこと）通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(過料処分)

第26条 知事は、過料処分の決定をしたときは、別に定める様式による過料処分決定書により過料に処する者に局長を経由して交付するものとする。

2 [略]

(差押又は領置物件等の還付)

第27条 徴税吏員は、国税犯則取締法第7条第4項の規定により差押物件又は領置物件を還付し、又は同法第19条の規定により解除を命ぜられた差押物件を還付するときは、別に定める様式による差押・領置物件還付請求書を徴さなければならない。

(犯則取締りに関する文書の様式)

第28条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表右欄に掲

げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 国税犯則取締法第7条第1項	[略]	様式第56号
2 国税犯則取締法施行規則（明治33年勅令第52号。以下本欄中「施行規則」という。）第9条	[略]	様式第57号
3 国税犯則取締法第19条	[略]	様式第58号
4 施行規則第2条	[略]	様式第59号
5 施行規則第2条	県税犯則事件 差押・領置物 件封印票	様式第60号
6 施行規則第5条	[略]	様式第61号

（始動票札の買受け等）

第28条の5 収納計器取扱人は、始動票札を買い受けようとするときは、始動票札買受申込書（様式第61号の2）に当該始動票札の代金を添えて収納計器取扱人の住所地又は所在地を所管する局長（以下この節において「所管の局長」という。）に提出しなければならない。

2 収納計器取扱人は、当月分の納税証紙印の押印金額等を収納計器使用実績報告書（様式第61号の3）により翌月5日までに、所管の局長に報告しなければならない。

（誤表示額の還付）

第28条の7 収納計器取扱人は、条例第90条第1項及び第106条に規定する申告書に収納計器によって自動車取得税額と自動車税額の合計額に相当する金額を超えた額（以下「誤表示額」という。）を表示した場合は、始動票札の買受けの都度、誤表示額還付請求書（様式第61号の2）を、所管の局長に提出しなければならない。

2 [略]

（個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収及び滞納処分の引継ぎ又は引受け）

第30条 局長は、法第48条第3項の規定による個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収及び滞納処分の引継ぎを受けた場合は、徴収引受書（個人の県民税用）（様式第62号）を当該徴収の引継ぎをしようとする市町村の徴税吏員に交付し

げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 国税犯則取締法第7条第1項	[略]
2 国税犯則取締法施行規則（明治33年勅令第52号。以下この条において「施行規則」という。）第9条	[略]
3 国税犯則取締法第19条	[略]
4 施行規則第2条	[略]
5 施行規則第5条	[略]

2 施行規則第2条の規定による県税犯則事件差押・領置物件封印票の様式は、様式第5号によるものとする。

（始動票札の買受け等）

第28条の5 収納計器取扱人は、始動票札を買い受けようとするときは、別に定める様式による始動票札買受申込書に当該始動票札の代金を添えて収納計器取扱人の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する局長（以下この節において「所管の局長」という。）に提出しなければならない。

2 収納計器取扱人は、当月分の納税証紙印の押印金額等を別に定める様式による収納計器使用実績報告書により翌月5日までに、所管の局長に報告しなければならない。

（誤表示額の還付）

第28条の7 収納計器取扱人は、条例第90条第1項及び第106条に規定する申告書に収納計器によって自動車取得税額と自動車税額の合計額に相当する金額を超えた額（以下「誤表示額」という。）を表示した場合は、始動票札の買受けの都度、別に定める様式による誤表示額還付請求書を、所管の局長に提出しなければならない。

2 [略]

（個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収又は滞納処分をする徴収金の徴収の引継ぎ又は引受け）

第30条 局長は、法第48条第3項の規定による個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収又は滞納処分をする徴収金の徴収の引継ぎを受けた場合は、別に定める様式による徴収引受書（個人の県民税用）を当該徴収の引継ぎをしようとする

なければならない。

2 局長は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、個人の県民税及び市町村民税の納付通知書（様式第63号）により、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 局長は、第1項の規定により徴収の引継ぎを受けた場合において、法第48条第1項の規定による一定の期間が経過した場合においては、当該徴収の引継ぎをした市町村の徴税吏員に対して、徴取引継書（個人の県民税用）（様式第62号）をもって、その引継ぎをしなければならない。

（個人の県民税等に対する徴収及び滞納処分の状況通知書の様式）

第32条 前条第3項又は法第48条第7項の規定による徴収の状況の通知は様式第65号に、同項の規定による滞納処分の状況の通知は様式第66号に準じた通知書によるものとする。

（個人の県民税の賦課に関する報告書等の様式）

第33条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第33条第1項又は第2項	[略]	様式第64号
2 条例第33条第3項	[略]	様式第64号の2
3 条例第33条第4項	[略]	様式第65号
4 条例第33条第5項	[略]	様式第66号
5 条例第36条第2項	個人の県民税 徴収取扱費計 算書	様式第67号

（中間申告納付に係る法人の県民税のみならず課税の通知）

第34条 局長は、法人の県民税の中間申告納付すべき法人が、所定の期間内にその申告納付をしなかった場合において、法第53条第1項又は第3項の規定によって提出すべき申告書の提出があったものとみなして県民税を課するときは、そののみなした旨を、法人県民税の中間申告に係るのみならず申告通知書（様式第68号）により当該法人に通知しなければならない。

（法人県民税の更正通知書等の様式）

市町村の徴税吏員に交付しなければならない。

2 局長は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、別に定める様式による個人の県民税及び市町村民税の納付通知書により、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 局長は、第1項の規定により徴収の引継ぎを受けた場合において、法第48条第1項の規定による一定の期間が経過した場合においては、当該徴収の引継ぎをした市町村の徴税吏員に対して、別に定める様式による徴取引継書（個人の県民税用）をもって、その引継ぎをしなければならない。

（個人の県民税等に対する徴収及び滞納処分の状況通知書の様式）

第32条 前条第3項又は法第48条第7項の規定による徴収の状況の通知又は同項の規定による滞納処分の状況の通知は、それぞれ別に定める様式による通知書によるものとする。

（個人の県民税の賦課に関する報告書等の様式）

第33条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第33条第1項又は第2項	[略]
2 条例第33条第3項	[略]
3 条例第33条第4項	[略]
4 条例第33条第5項	[略]

2 条例第36条第2項に規定する規則で定める様式による計算書は、様式第6号によるものとする。

（中間申告納付に係る法人の県民税のみならず課税の通知）

第34条 局長は、法人の県民税の中間申告納付をすべき法人が、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第53条第1項又は第3項の規定によって提出すべき申告書の提出があったものとみなして県民税を課するときは、そののみなした旨を、別に定める様式による法人県民税の中間申告に係るのみならず申告通知書により当該法人に通知しなければならない。

（法人県民税の更正通知書等の様式）

第35条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
法第55条第4項	[略]	様式第69号
法第63条第3項	[略]	様式第70号
法第63条第4項	[略]	様式第71号

(利子割交付金の交付の通知)

第35条の2 知事は、法第71条の26第1項の規定により県内の市町村に対し利子割交付金を交付する場合は、利子割交付金交付通知書(様式第71号の2)により当該市町村長に通知するものとする。

(営業所等設置等の届出書等の様式)

第35条の3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
1 条例第41条の7第1項	[略]	様式第71号 の3
2 法第71条の11第4項、 法第71条の14第5項又は 法第71条の15第4項	[略]	様式第71号 の4

(配当割交付金の交付の通知)

第35条の4 知事は、法第71条の47第1項の規定により県内の市町村に対し配当割交付金を交付する場合は、配当割交付金交付通知書(様式第71号の5)により当該市町村長に通知するものとする。

(配当割の更正、決定通知(納税の通知)書の様式)

第35条の5 法第71条の32第4項、第71条の35第6項又は第71条の36第4項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、特定配当等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書(様式第71号の6)によるものとする。

(株式等譲渡所得割交付金の交付の通知)

第35条の6 知事は、法第71条の67第1項の規定により県内の市町村に対し株式等譲渡所得割交付金を交付する場合は、株式等譲渡所得割交付金交付通知書(様式第71号の7)により

第35条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
法第55条第4項	[略]
法第63条第3項	[略]
法第63条第4項	[略]

(利子割交付金の交付の通知)

第35条の2 知事は、法第71条の26第1項の規定により県内の市町村に対し利子割交付金を交付する場合は、別に定める様式による利子割交付金交付通知書により当該市町村長に通知するものとする。

(営業所等設置等の届出書等の様式等)

第35条の3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第41条の7第1項	[略]
2 法第71条の11第4項、第71条の14第5 項又は第71条の15第4項	[略]

2 条例第41条の7第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 届出事由の種別

(2) 新設等年月日

(配当割交付金の交付の通知)

第35条の4 知事は、法第71条の47第1項の規定により県内の市町村に対し配当割交付金を交付する場合は、別に定める様式による配当割交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

(配当割の更正、決定通知(納税の通知)書の様式)

第35条の5 法第71条の32第4項、第71条の35第6項又は第71条の36第4項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書によるものとする。

(株式等譲渡所得割交付金の交付の通知)

第35条の6 知事は、法第71条の67第1項の規定により県内の市町村に対し株式等譲渡所得割交付金を交付する場合は、別に定める様式による株式等譲渡所得割交付金交付通知書によ

当該市町村長に通知するものとする。

(株式等譲渡所得割の更正、決定通知(納税の通知)書の様式)

第35条の7 法第71条の52第4項、第71条の55第6項又は第71条の56第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等の通知は、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書(様式第71号の8)によるものとする。

(個人の事業税の訂正の通知)

第36条 局長は、個人の事業税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、個人事業税訂正通知(納税の通知)書(様式第72号)により当該納税者に通知しなければならない。

(他の道府県にわたって事業を行う個人の事業税の決定通知書の様式)

第37条 法第72条の54第3項の規定による個人の事業税に係る所得の総額及び課税標準とすべき所得を、関係道府県知事に対して通知する場合は、事業税に係る所得金額の分割通知書(様式第73号)によるものとし、納税者に通知する場合は個人事業税に係る所得金額の分割決定通知書(様式第74号)によるものとする。

(個人の事業税の決定通知書の様式)

第38条 法第72条の58の規定による個人の事業税に係る決定の通知は、個人事業所得決定通知書(様式第75号)によるものとする。

(個人の事業税の減免の申請書等の様式等)

第38条の2 条例第53条第3項に規定する規則で定める申請書は、個人事業税減免申請書(様式第75号の2)とする。

2 局長は、前項に規定する申請書を受理した場合において減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を個人事業税減免承認(不承認)・取消通知書(様式第75号の3)により当該申請者に通知しなければならない。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)

第39条 局長は、法人の事業税の中間申告納付すべき法人が、

り当該市町村の長に通知するものとする。

(株式等譲渡所得割の更正、決定通知(納税の通知)書の様式)

第35条の7 法第71条の52第4項、第71条の55第6項又は第71条の56第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に係る県民税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書によるものとする。

(個人の事業税の訂正の通知)

第36条 局長は、個人の事業税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による個人事業税訂正通知(納税の通知)書により当該納税者に通知しなければならない。

(他の道府県にわたって事業を行う個人の事業税の決定通知書の様式)

第37条 法第72条の54第3項の規定による個人の事業税に係る所得の総額及び課税標準とすべき所得を、関係道府県知事に対して通知する場合は別に定める様式による事業税に係る所得金額の分割通知書によるものとし、納税者に通知する場合は別に定める様式による個人事業税に係る所得金額の分割決定通知書によるものとする。

(個人の事業税の決定通知書の様式)

第38条 法第72条の58の規定による個人の事業税に係る決定の通知は、別に定める様式による個人事業所得決定通知書によるものとする。

(個人の事業税の減免の申請書等の様式等)

第38条の2 条例第53条第3項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による個人事業税減免申請書とする。

2 前項の個人事業税減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 納付すべき税額及び減免を受けようとする税額並びにこれらの内訳

(2) 減免を受けようとする理由

3 局長は、第1項の個人事業税減免申請書を受理した場合において減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による個人事業税減免承認(不承認)・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)

第39条 局長は、法人の事業税の中間申告納付すべき法人が

所定の期間内にその申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、法人事業税・地方法人特別税の中間申告に係るみなす申告通知書（様式第68号）により当該法人に通知しなければならない。

（法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式）

第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 法第72条の42、 <u>法第72条の46第5項又は法第72条の47第4項</u>	[略]	<u>様式第69号</u>
2 法第72条の48の2第12項	[略]	<u>様式第70号</u>
3 政令第24条の3第3項、 <u>政令第24条の4第3項</u> 若しくは第5項、 <u>政令第24条の4の2</u> 又は <u>政令第24条の4の3第1項</u> 若しくは第2項	[略]	<u>様式第75号の4</u>
4 法第72条の40第1項又は <u>法第72条の50第3項</u>	[略]	<u>様式第77号</u>
5 条例第46条の2	[略]	<u>様式第78号</u>
6 条例第49条	[略]	<u>様式第78号の2</u>

（地方消費税交付金の交付の通知）

第40条の2 知事は、法第72条の115第1項の規定により県内の市町村に対し地方消費税交付金を交付する場合は、地方消費税交付金交付通知書（様式第78号の3）により当該市町村長に通知するものとする。

（不動産取得税の課税免除の通知）

第41条 局長は、不動産を取得した者から条例第66条第2項の規定による免除申請書の提出があった場合において、当該取得不動産に係る不動産取得税の課税免除を承認し、又は承認をしなかったときは、その旨を不動産取得税課税免除承認（不承認）通知書（様式第79号）により当該取得者に通知しなければならない。

（不動産取得税の訂正の通知）

、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人事業税・地方法人特別税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知しなければならない。

（法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式）

第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第72条の42、第72条の46第5項又は第72条の47第4項	[略]
2 法第72条の48の2第12項	[略]
3 政令第24条の3第3項、第24条の4第3項若しくは第5項、第24条の4の2又は第24条の4の3第1項若しくは第2項	[略]
4 法第72条の40第1項又は第72条の50第3項	[略]
5 条例第46条の2	[略]
6 条例第49条	[略]

（地方消費税交付金の交付の通知）

第40条の2 知事は、法第72条の115第1項の規定により県内の市町村に対し地方消費税交付金を交付する場合は、別に定める様式による地方消費税交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

（不動産取得税の課税免除の通知）

第41条 局長は、不動産を取得した者から条例第66条第2項の規定による免除申請書の提出があった場合において、当該取得不動産に係る不動産取得税の課税免除を承認し、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による不動産取得税課税免除承認（不承認）通知書により当該取得者に通知しなければならない。

（不動産取得税の訂正の通知）

第42条 局長は、不動産取得税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、不動産取得税訂正通知（納税の通知）書（様式第80号）により当該納税者に通知しなければならない。

（不動産取得税の減免の申請書等の様式等）

第42条の2 条例第66条の2第3項に規定する規則で定める申請書は、不動産取得税減免申請書（様式第80号の2）とする。

2 局長は、前項に規定する申請書を受理した場合において減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を不動産取得税減免承認（不承認）・取消通知書（様式第80号の3）により当該申請者に通知しなければならない。

（不動産取得税の申告書等の様式）

第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第59条第1項	[略]	様式第81号
2 条例第60条	[略]	様式第82号
3 法第73条の21第3項	[略]	様式第83号
4 条例第55条の2第5項	[略]	様式第83号の2
5 条例第64条の3第2項又は法附則第11条の4第1項若しくは第4項	[略]	様式第84号
5の2 条例第61条第4項、条例第64条の2第2項	[略]	様式第83号の2

第42条 局長は、不動産取得税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による不動産取得税訂正通知（納税の通知）書により当該納税者に通知しなければならない。

（不動産取得税の減免の申請書等の様式等）

第42条の2 条例第66条の2第3項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による不動産取得税減免申請書とする。

2 前項の不動産取得税減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）納付すべき税額

（2）滅失し、又は損壊した家屋の状況

（3）代替不動産を取得した者にあつては、当該代替不動産の状況

（4）減免を受けようとする税額及びその理由

3 第1項の不動産取得税減免申請書には、条例第66条の2第3項に規定する書類のほか、前項第2号に規定する家屋の固定資産課税台帳に登録された価格を証明する書類を添付しなければならない。

4 局長は、第1項の不動産取得税減免申請書を受理した場合において減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による不動産取得税減免承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（不動産取得税の申告書等の様式等）

第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第59条第1項	[略]
2 条例第60条	[略]
3 法第73条の21第3項	[略]
4 条例第55条の2第5項	[略]
5 条例第64条の3第2項又は法附則第11条の4第1項若しくは第4項	[略]
5の2 条例第61条第4項又は第64条の2第2項	[略]

6 条例第62条第2項、 <u>条例第64条の2第4項</u> 、 <u>条例第64条の3第4項</u> 、 <u>条例第64条の4第4項</u> 、 <u>条例第64条の5第4項</u> 、 <u>条例第64条の6第4項</u> 、 <u>条例第64条の7第4項</u> 又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項	[略]	<u>様式第85号</u>	6 条例第62条第2項、第64条の2第4項、第64条の3第4項、第64条の4第4項、第64条の5第4項、第64条の6第4項若しくは第64条の7第4項又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項	[略]
7 条例第63条、 <u>条例第64条の2第5項</u> 、 <u>条例第64条の3第5項</u> 、 <u>条例第64条の4第5項</u> 、 <u>条例第64条の5第5項</u> 、 <u>条例第64条の6第5項</u> 、 <u>条例第64条の7第5項</u> 、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。） <u>法第73条の26第2項</u> （法第73条の27の2第3項若しくは法第73条の27の3第3項において準用する場合を含む。）又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項	[略]	<u>様式第85号の2</u>	7 条例第63条、第64条の2第5項、第64条の3第5項、第64条の4第5項、第64条の5第5項、第64条の6第5項若しくは第64条の7第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）若しくは第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項若しくは第73条の27の3第3項において準用する場合を含む。）又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項	[略]
8 条例第64条の3第7項、 <u>条例第64条の4第7項</u> 、 <u>条例第64条の5第7項</u> 、 <u>条例第64条の6第7項</u> 、 <u>条例第64条の7第7項</u> 、法第73条の2第7項又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項	[略]	<u>様式第86号</u>	8 条例第64条の3第7項、第64条の4第7項、第64条の5第7項、第64条の6第7項若しくは第64条の7第7項、法第73条の2第7項又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項	[略]
8の2 条例第64条第2項、 <u>条例第64条の2第7項</u>	[略]	<u>様式第83号の2</u>	8の2 条例第64条第2項又は第64条の2第7項	[略]
9 条例第66条第2項	[略]	<u>様式第88号</u>	9 条例第66条第2項	[略]
10 条例第64条の4第2項、 <u>条例第64条の5第2項</u> 、 <u>条例第64条の6第2項</u>	[略]	<u>様式第89号</u>	10 条例第64条の4第2項、第64条の5第2項、第64条の6第2項又は第64条の7第2項	[略]

又は条例第64条の7第2項

(県たばこ税の納期限延長の通知)

第43条の2 局長は、条例第67条の10の規定による申請書を受  
理した場合において納期限の延長の承認をしたとき、又は承  
認をしなかったときは、その旨を県たばこ税の納期限の延長  
承認・不承認通知書(様式第89号の2)により当該申請者に  
通知しなければならない。

(県たばこ税の納期限の延長申請書等の様式)

第43条の3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による  
同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定める  
ところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
<u>1 条例第67条の10</u>	県たばこ税の 納期限の延長 申請書	様式第15号 の2
<u>2 法第74条の19第2項</u>	[略]	様式第89号 の3
<u>3 法第74条の20第4項、 法第74条の23第5項又は 法第74条の24第4項</u>	[略]	様式第89号 の4

(ゴルフ場利用税の等級の適用区分)

第44条 [略]

2 局長は、前項の規定により等級を決定し、ゴルフ場利用税

2 前項の表の8の項の不動産取得税の還付申請書及び8の2  
の項の不動産取得税の還付申請書(住宅用)には、還付の適  
用を受けることができることを証明する書類を添付しなけれ  
ばならない。

(県たばこ税の納期限延長の通知)

第43条の2 局長は、条例第67条の10の規定による申請書を受  
理した場合において納期限の延長の承認をしたとき、又は承  
認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による県た  
ばこ税の納期限の延長承認・不承認通知書により当該申請者  
に通知しなければならない。

(製造たばこの売渡し数量等の通知書等の様式等)

第43条の3 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表右欄  
に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする  
。

条 項	書 類
<u>1 法第74条の19第2項</u>	[略]
<u>2 法第74条の20第4項、第74条の23第5 項又は第74条の24第4項</u>	[略]

2 条例第67条の10に規定する規則で定める申請書は、別に定  
める様式による県たばこ税の納期限の延長申請書によるもの  
とする。

3 前項の県たばこ税の納期限の延長申請書には、次に掲げる  
事項を記載しなければならない。

- (1) 納期限の延長に係る県たばこ税の年度、月別、納期限  
及び税額並びに延長納期限
- (2) 納期限の延長を必要とする理由
- (3) 納期限の延長に係る税額が50万円を超える場合には、  
提供しようとする担保の種類、数量、価格、所在(その担  
保が保証人の保証であるときは、当該保証人の氏名及び住  
所又は居所)その他担保に関する事項

(ゴルフ場利用税の等級の適用区分)

第44条 [略]

2 局長は、前項の規定により等級を決定し、別に定める様式

の等級決定通知書（様式第90号）により当該等級を当該ゴルフ場に係る特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 局長は、ゴルフ場の規模及び利用料金の異動により当該等級を変更する必要があるときは、その等級を変更するものとし、その旨をゴルフ場利用税の等級決定通知書（様式第90号）により当該ゴルフ場に係る特別徴収義務者に通知しなければならない。

（ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の指定）

第46条 [略]

2 局長は、前項の規定によってゴルフ場利用税の特別徴収義務者を指定した場合には、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者指定通知書（様式第92号）によりその特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。

（ゴルフ場利用税の証票の再交付）

第49条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、条例第78条第3項の規定によって交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、ゴルフ場利用税に係る証票の破損、汚損・紛失届書（様式第91号）により局長に届け出なければならない。

2 [略]

（ゴルフ場利用税交付金の交付の通知）

第51条 局長は、法第103条の規定により、ゴルフ場所在の市町村に対してゴルフ場利用税交付金を交付する場合は、ゴルフ場利用税交付金交付通知書（様式第98号）により当該市町村長に通知しなければならない。

（ゴルフ場利用税の納入申告書等の様式）

第52条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
1 条例第72条第2項	[略]	様式第98号の2又は様式第98号の3
2 条例第72条の2第1項	[略]	様式第99号
3 条例第72条の2第2項	特例税率適用 ゴルフ場の指 定（取消）通 知書	様式第100号

によるゴルフ場利用税の等級決定通知書により当該等級を当該ゴルフ場に係る特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 局長は、ゴルフ場の規模及び利用料金の異動により当該等級を変更する必要があるときは、その等級を変更するものとし、その旨を別に定める様式によるゴルフ場利用税の等級決定通知書により当該ゴルフ場に係る特別徴収義務者に通知しなければならない。

（ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の指定）

第46条 [略]

2 局長は、前項の規定によってゴルフ場利用税の特別徴収義務者を指定した場合には、別に定める様式によるゴルフ場利用税の特別徴収義務者指定通知書によりその特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。

（ゴルフ場利用税の証票の再交付）

第49条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、条例第78条第3項の規定によって交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、別に定める様式によるゴルフ場利用税に係る証票の紛失・破損、汚損届書により局長に届け出なければならない。

2 [略]

（ゴルフ場利用税交付金の交付の通知）

第51条 局長は、法第103条の規定により、ゴルフ場所在の市町村に対してゴルフ場利用税交付金を交付する場合は、別に定める様式によるゴルフ場利用税交付金交付通知書により当該市町村の長に通知しなければならない。

（ゴルフ場利用税の納入申告書等の様式等）

第52条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に定める様式によるものとする。

条 項	書 類	様 式
1 条例第72条第2項	[略]	様式第7号又は様式第8号
2 条例第72条の2第1項	[略]	様式第9号

4 条例第77条	[略]	様式第101号
5 条例第78条第2項	ゴルフ場利用 税特別徴収義 務者登録申請 書・の納税者 としての申告 書	様式第102号
6 条例第78条第3項	[略]	様式第103号
7 条例第78条第4項	ゴルフ場利用 税に係る廃業 ・証票の返納 申告書	様式第91号
8 法第87条第4項、法第 90条第5項又は法第91条 第4項	ゴルフ場利用 税更正、決定 ・加算金決定 通知（納税の 通知）書	様式第106号

3 条例第77条	[略]	様式第10号
4 条例第78条第3項	[略]	様式第11号

2 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄  
に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする

条 項	書 類
1 条例第72条の2第2項	特例税率適 用ゴルフ場 の指定（取 消）通知書
2 条例第78条第2項	ゴルフ場利 用税特別徴 収義務者登 録申請書・ の納税者と しての申告 書
3 条例第78条第4項	ゴルフ場利 用税に係る 廃業・証票 の返納申告 書
4 法第87条第4項、第90条第5項又は第 91条第4項	ゴルフ場利 用税更正、 決定・加算

3 条例第78条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

- (1) 所在する市町村ごとの面積
- (2) 利用料金以外の料金
- (3) 納税管理人の住所及び氏名

(自動車取得税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第54条 条例第97条第1項第2号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「身体障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の1の(1)又は(2)の欄に定める障害の級別に該当するもの

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳(以下「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「戦傷病者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の2の(1)又は(2)の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

2 条例第97条第1項第2号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「精神障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の3の欄に掲げる障害等級に該当するもの

(2) 知事が交付する療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「知的障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の4の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

(自動車取得税の課税免除申請に係る書類等)

第54条の2 条例第97条第1項第2号の規定による身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書の様式は、別に定める

(自動車取得税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第54条 条例第97条第1項第2号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(次条、第64条の3及び別表第4において「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同表において「身体障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の1の(1)又は(2)の欄に定める障害の級別に該当するもの

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳(次条及び第64条の3において「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「戦傷病者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の2の(1)又は(2)の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

2 条例第97条第1項第2号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(次条及び第64条の3において「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「精神障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の3の欄に掲げる障害等級に該当するもの

(2) 知事が交付する療育手帳(次条、第64条の3及び別表第4において「療育手帳」という。)の交付を受けている者(同表において「知的障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の4の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

様式によるものとする。

2 前項の身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書を提出する場合において、課税免除を受けようとする自動車は次の表の左欄に掲げるものに該当するときは、同欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める書類を添付しなければならない。

自動車	書類
1 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車	(1) 申請者、身体障害者等及び自 動車を運転する者が生計を一に することを確認することができる書 類 (2) 次のいずれかの書類 ア 通学、通所、通院又は通勤に 使用する場合にあっては、その 事実を証明する書類であって別 に定めるもの イ 生業に使用する場合にあって は、使用する理由及び使用状況 を記録した書類
2 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車 で当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車	(1) 身体障害者等のみで構成され る世帯全員の住民票の写し (2) 身体障害者等のみで構成され る世帯全員の身体障害者手帳、戦 傷病者手帳、精神障害者保健福祉 手帳又は療育手帳の写し (3) 運行状況を記録した書類（常 時介護する者が、申請者のために 少なくとも1年間以上の期間にわ たり1週間のうち3日以上運転を 現に行い、又は行う見込みがある ことを1週間を単位として記載し たものに限る。） (4) 1(2)に掲げるいずれかの書 類

(自動車取得税の課税免除申請に係る書類等)

第55条 [略]

2 局長は、第59条に規定する身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があったときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備

第55条 [略]

2 局長は、第59条に規定する身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があったときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備

欄に自動車取得税免除申請済印（様式第107号）を押印するとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第97条第1項第2号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を自動車取得税・自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書（様式第108号）により当該申請者に通知するものとする。

3 [略]

（自動車取得税に係る納税済印の形式）

第56条 条例第92条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第109号のとおりとする。

（自動車取得税交付金の交付の通知）

第57条 知事は、法第143条第1項の規定により県内の市町村に対し自動車取得税交付金を交付する場合は、自動車取得税交付金交付通知書（様式第110号）により当該市町村長に通知するものとする。

（自動車取得税の減免の申請書等の様式等）

第58条 条例第98条第2項に規定する規則で定める様式による申請書は、自動車取得税減免申請書（様式第111号）とする。

2 局長は、自動車取得税減免申請書を受理した場合において、減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を自動車取得税減免承認（不承認）・取消通知書（様式第112号）により当該申請者に通知しなければならない。

（自動車取得税に係る修正申告書等の様式）

第59条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによる。

条 項	書類の様式	様式番号
1 法第123条第2項	[略]	<u>様式第113号</u>
2 条例第95条第2項	[略]	<u>様式第114号</u>
3 法第125条第5項	[略]	<u>様式第115号</u>
4 法第125条第5項	[略]	<u>様式第116号</u>
5 条例第95条第5項又は 条例第96条	[略]	<u>様式第117号</u>
6 条例第97条第1項第2 号	身体障害者等 に係る自動車 取得税課税免 除申請書	<u>様式第118号</u>

欄に別に定める様式による自動車取得税免除申請済印を押印するとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第97条第1項第2号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車取得税・自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 [略]

（自動車取得税に係る納税済印の形式）

第56条 条例第92条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第12号のとおりとする。

（自動車取得税交付金の交付の通知）

第57条 知事は、法第143条第1項の規定により県内の市町村に対し自動車取得税交付金を交付する場合は、別に定める様式による自動車取得税交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

（自動車取得税の減免の申請書等の様式等）

第58条 条例第98条第2項に規定する規則で定める様式による申請書は、自動車取得税減免申請書（様式第13号）のとおりとする。

2 局長は、前項の自動車取得税減免申請書を受理した場合において、減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車取得税減免承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（自動車取得税に係る修正申告書等の様式等）

第59条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第123条第2項	[略]
2 条例第95条第2項	[略]
3 法第125条第5項	[略]
4 法第125条第5項	[略]
5 条例第95条第5項又は第96条	[略]

7 条例第97条第1項第3号又は第4号	[略]	様式第119号
8 法第129条第4項、法第132条第5項又は法第133条第4項	[略]	様式第120号

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定)

第60条 [略]

2 局長は、前項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者を指定した場合には、軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書(様式第121号)によりその特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。

(軽油引取税の証票の再交付)

第62条 軽油引取税の特別徴収義務者は、条例第99条の10の規定によって交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、軽油引取税に係る証票の破損、汚損・紛失届出書(様式第121号の2)により局長に届け出なければならない。

2 [略]

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除)

第63条の2 局長は、条例第99条の16の規定による軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書の提出があった場合においては、その理由があるかどうかについて調査し、当該申請書を受理した日から60日以内に承認又は不承認について、当該申請者に軽油引取税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書(様式第121号の3)により通知しなければならない。

(軽油引取税に係る登録申請書等の様式)

第63条の3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第99条の9第2項又は第4項	軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更)申請書(登録票)	様式第121号の4
2 条例第99条の9第5項	軽油引取税特	様式第121号

6 条例第97条第1項第3号又は第4号	[略]	
7 法第129条第4項、第132条第5項又は第133条第4項	[略]	

2 前項の表の5の項の自動車取得税還付申請書には、還付を受けることができることを証明する書類を添付しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定)

第60条 [略]

2 局長は、前項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者を指定した場合には、別に定める様式による軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書によりその特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。

(軽油引取税の証票の再交付)

第62条 軽油引取税の特別徴収義務者は、条例第99条の10の規定によって交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、別に定める様式による軽油引取税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書により局長に届け出なければならない。

2 [略]

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除)

第63条の2 局長は、条例第99条の16の規定による軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書の提出があった場合においては、その理由があるかどうかについて調査し、当該申請書を受理した日から60日以内に承認又は不承認について、当該申請者に別に定める様式による軽油引取税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書により通知しなければならない。

(軽油の返還届書等の様式等)

第63条の3 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に定める様式によるものとする。

条 項	書 類	様 式

	別徴収義務者 登録の消除申 請書	の5
3 条例第99条の9第3項 又は第7項	軽油引取税特 別徴収義務者 登録・登録消 除通知書	様式第121号 の6
4 条例第99条の17第1項	[略]	様式第121号 の7
5 条例第99条の17第2項 又は条例第99条の18第3 項	[略]	様式第121号 の8
6 条例第99条の18第1項	[略]	様式第121号 の9
7 条例第99条の18第2項	[略]	様式第121号 の10
8 法第144条の44第4項 、法第144条の47第5項 又は法第144条の48第4 項	軽油引取税更 正、決定・加 算金決定通知 (納税の通知 )書	様式第121号 の11

1 条例第99条の17第1項	[略]	様式第14号
2 条例第99条の17第2項 又は第99条の18第3項	[略]	様式第15号
3 条例第99条の18第1項	[略]	様式第16号
4 条例第99条の18第2項	[略]	様式第17号

2 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄  
に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする

条 項	書 類
1 条例第99条の9第2項又は第4項	軽油引取税 特別徴収義 務者登録(登 録変更) 申請書(登 録票)
2 条例第99条の9第5項	軽油引取税 特別徴収義 務者登録の 消除申請書
3 条例第99条の9第3項又は第7項	軽油引取税 特別徴収義 務者登録・ 登録消除通 知書

4 法第144条の44第4項、第144条の47第5項又は第144条の48第4項	軽油引取税 更正、決定 ・加算金決定通知（納税の通知） 書
---	--

3 条例第99条の9第2項第1号及び第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 販売契約を締結している元売業者の名称及び所在地
- (2) 事務所又は事業所以外の貯蔵設備の貯蔵開始年月日

4 条例第99条の9第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 販売契約を締結している元売業者の名称及び所在地
- (2) 納入開始日

(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)

第64条 局長は、条例第102条第2項の規定による申請書を受理した場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による中古商品自動車に係る自動車税の減額承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(自動車税の課税免除申請に係る書類等)

第64条の3 [略]

2 局長は、条例第103条の4第3項の規定により前項に規定する書類の提示を受けたときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税免除申請済印を押印しなければならない。

(自動車税の課税免除の承認等の通知)

第65条 局長は、条例第103条第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

2 局長は、条例第103条の2第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認した後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に

(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)

第64条 局長は、条例第102条第2項の規定による申請書を受理した場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しないこととなったときは、その旨を中古商品自動車に係る自動車税の減額承認（不承認）・取消通知書（様式第121号の12）により当該申請者に通知しなければならない。

(自動車税の課税免除申請に係る書類等)

第64条の3 [略]

2 局長は、条例第103条の4第3項の規定により前項に規定する書類の提示を受けたときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に自動車税免除申請済印（様式第122号）を押印しなければならない。

(自動車税の課税免除の承認等の通知)

第65条 局長は、条例第103条第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書（様式第122号の2）により当該申請者に通知しなければならない。

2 局長は、条例第103条の2第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認した後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書（様式第122号の3）により当該申請者に

通知しなければならない。

3 局長は、条例第103条の4第3項、条例第103条の5第2項又は条例第103条の6第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書（様式第122号の4）により、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を自動車取得税・自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（自動車税の訂正の通知）

第66条 局長は、自動車税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、自動車税訂正通知（納税の通知）書（様式第123号）により当該納税者に通知しなければならない。

（自動車税に係る納税済印の形式）

第67条 条例第104条第4項に規定する規則で定める納税済印は、様式第109号のとおりとする。

（自動車税の軽減の申請書等の様式等）

第67条の2 条例第103条の7第2項に規定する規則で定める申請書は、自動車税軽減申請書（様式第125号の2）とする。

2 局長は、前項に規定する申請書を受理した場合において軽減の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により軽減に該当しないこととなったときは、その旨を自動車税軽減承認（不承認）・取消通知書（様式第125号の3）により当該申請者に通知しなければならない。

通知しなければならない。

3 局長は、条例第103条の4第3項、第103条の5第2項又は第103条の6第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を別に定める様式による自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を自動車取得税・自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（自動車税の訂正の通知）

第66条 局長は、自動車税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による自動車税訂正通知（納税の通知）書により当該納税者に通知しなければならない。

第67条 削除

（自動車税の軽減の申請書等の様式等）

第67条の2 条例第103条の7第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車税軽減申請書によるものとする。

2 前項の自動車税軽減申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 軽減を受けようとする自動車の登録番号
- (2) 修繕費
- (3) 保険金等により補てんされるべき金額
- (4) 軽減を受けようとする税額及びその理由

3 第1項の自動車税軽減申請書には、条例第103条の7第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 修繕費の明細を記載した請求書又は領収書の写し及び保険金等により補てんされるべき金額を証明する書類
- (2) 前項第1号の自動車に係る自動車検査証の写し

4 局長は、第1項の自動車税軽減申請書を受理した場合において軽減の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により軽減に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税軽減承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(自動車税に係る減額申請書等の様式)

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第102条第2項	[略]	様式第125号 の4
2 条例第103条第2項又は条例第103条の6第2項	[略]	様式第126号
3 条例第103条の2第2項	[略]	様式第126号 の2
4 条例第103条の4第3項	[略]	様式第118号
5 条例第103条の5第2項	[略]	様式第119号
6 条例第106条の2	[略]	様式第129号 の2
7 条例第107条	[略]	様式第130号

(自動車税に係る納税済印の形式)

第67条の3 条例第104条第4項に規定する規則で定める納税済印は、様式第12号のとおりとする。

(自動車税に係る減額申請書等の様式等)

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第102条第2項	[略]
2 条例第103条第2項又は第103条の6第2項	[略]
3 条例第103条の2第2項	[略]
4 条例第103条の4第3項	[略]
5 条例第103条の5第2項	[略]
6 条例第106条の2	[略]
7 条例第107条	[略]

2 条例第102条第2項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象自動車の登録年月日及び車台番号
- (2) 対象自動車の年税額

3 第1項の表の1の項の中古商品自動車に係る自動車税の減額申請書には、条例第102条第2項に規定する書類のほか、営業所所在地の市町村税の滞納処分を申請日前2年間受けたことがないことを証明する書類を添付しなければならない。

4 条例第103条の2第2項第4号に規定する規則で定める事項は、申請に係る免除を受けようとするバス車両の台数とする。

5 条例第103条の4第3項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請の理由
- (2) 免除を受けようとする税額及びその期間
- (3) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳に記載された障害の程度その他障害の状況

(鉦区税の訂正の通知)

第69条 局長は、鉦区税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、鉦区税訂正通知（納税の通知）書（様式第131号）により当該納税者に通知しなければならない。

(鉦区税の申告書等の様式)

第70条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第112条	[略]	<u>様式第132号</u>
2 条例第113条	[略]	<u>様式第133号</u>

(大規模の償却資産と認められる償却資産の指定通知書等の様式)

第72条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 法第742条第1項及び第3項	[略]	<u>様式第136号</u>
2 法第742条第2項	[略]	<u>様式第137号</u>
3 法第743条	[略]	<u>様式第138号</u>

(狩猟税申告書等の様式)

第78条 条例第144条の2第1項の規定による狩猟税申告書の様式は、様式第150号によるものとする。

(4) 納税義務者となる所有者又は使用者の住所及び氏名

6 第54条の2第2項の規定は、第1項の表の4の項の身体障害者等に係る自動車税課税免除申請書に添付する書類について準用する。

7 条例第106条の2第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 自動車に係る賦払金の完済の予定年月日

(2) 自動車の所有権を当該自動車の買主へ移転する旨の通知をした日

(鉦区税の訂正の通知)

第69条 局長は、鉦区税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による鉦区税訂正通知（納税の通知）書により当該納税者に通知しなければならない。

(鉦区税の申告書等の様式)

第70条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第112条	[略]
2 条例第113条	[略]

(大規模の償却資産と認められる償却資産の指定通知書等の様式)

第72条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第742条第1項及び第3項	[略]
2 法第742条第2項	[略]
3 法第743条	[略]

(狩猟税申告書等の様式等)

第78条 条例第144条の2第1項に規定する狩猟税申告書の様式は、別に定める様式によるものとする。

2 条例第144条の2第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 狩猟免許に係る猟具の種類

(2) 狩猟免状の交付年月日及び番号

(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別

(4) 税額

2 条例第144条の2第2項の規定による道府県民税又は都民  
税の所得割額を納付することを要しないことを証明する書類  
は、証明書(様式第151号)によるものとする。

3 条例第144条の2第2項に規定する道府県民税又は都民  
税の所得割額を納付することを要しないことを証明する書類は  
、別に定める様式による証明書によるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とし、様式第4号を様式第2号とし、様式第5号から様式第19号  
までを削り、様式第20号を様式第3号とし、様式第21号を様式第4号とし、様式第22号から様式第59号までを削り、様式第60号  
を様式第5号とし、様式第61号から様式第66号までを削り、様式第67号を様式第6号とし、様式第68号から様式第98号までを削  
り、様式第98号の2を様式第7号とし、様式第98号の3を様式第8号とする。

改正前		改正後	
様式第99号(第52条関係)		様式第9号(第52条関係)	
[略]		[略]	
[略]	申請者 氏名(名称) [略]	[略]	申請者 氏名(名称) [略]
[略]	[略]	[略]	個人番号又は法人番号 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第100号を削る。

改正前		改正後	
様式第101号(第52条関係)		様式第10号(第52条関係)	
[略]		[略]	
[略]	特別徴収義務者 氏名(名称) [略]	[略]	特別徴収義務者 氏名(名称) [略]
[略]	[略]	[略]	個人番号又は法人番号 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第102号を削り、様式第103号を様式第11号とし、様式第104号から様式第108号までを削り、様式第109号を様式第12号とし  
、様式第110号を削る。

改正前		改正後	
様式第111号(第58条関係)		様式第13号(第58条関係)	
[略]		[略]	
[略]	申請者 氏名(名称) [略]	[略]	申請者 氏名(名称) [略]
[略]	[略]	[略]	個人番号又は法人番号 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第112号から様式第121号の6までを削る。

改正前

改正後

様式第121号の7 (第63条の3関係)

様式第14号 (第63条の3関係)

[略]

[略]

[略]		
[略]	特別	[略]
徴収 義務 者	氏名(名称)	[略]
	[略]	
[略]		

[略]		
[略]	特別	[略]
徴収 義務 者	氏名(名称)	[略]
	個人番号又は法人番号	[略]
[略]		

[略]

[略]

様式第121号の8 (第63条の3関係)

様式第15号 (第63条の3関係)

[略]

[略]

[略]	[略]	[略]
特別 徴収 義務 者	氏名(名称)	[略]
	還付される税金の受取りを希望する預金口座	[略]
[略]		

[略]	[略]	[略]
特別 徴収 義務 者	氏名(名称)	[略]
	個人番号又は法人番号	[略]
還付される税金の受取りを希望する預金口座	[略]	[略]
	[略]	

[略]

[略]

様式第121号の9 (第63条の3関係)

様式第16号 (第63条の3関係)

[略]

[略]

[略]	[略]	[略]
免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)	[略]	[略]
	この申請に回答する者の氏名及び電話番号	[略]
[略]		

[略]	[略]	[略]
免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)	[略]	[略]
	個人番号又は法人番号	[略]
この申請に回答する者の氏名及び電話番号	[略]	[略]
[略]		

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第121号の10を様式第17号とし、様式第121号の11から様式第151号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則に規定する様式及び別に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

3 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書の様式) 第2条 条例第3条に規定する知事が定める申請書の様式は、 <u>様式第1号から様式第5号まで</u> のとおりとする。	(申請書の様式) 第2条 条例第3条に規定する知事が定める申請書の様式は、 <u>別に定める様式</u> のとおりとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第5号までを削る。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

5 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書の様式) 第2条 条例第6条に規定する知事が定める申請書の様式は、 <u>様式第1号から様式第3号まで</u> のとおりとする。 (課税免除の承認等の通知) 第3条 局長は、前条に規定する申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により当該承認を取り消すこととなったときは、その旨を <u>様式第4号から様式第6号まで</u> により当該申請者に通知しなければならない。	(申請書の様式) 第2条 条例第6条に規定する知事が定める申請書の様式は、 <u>別に定める様式</u> のとおりとする。 (課税免除の承認等の通知) 第3条 局長は、前条に規定する申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により当該承認を取り消すこととなったときは、その旨を <u>別に定める様式</u> により当該申請者に通知しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第6号までを削る。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出し、又は交付する申請書又は通知書について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書又は通知書については、なお従前の例による。

(岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

7 岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																							
<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号。以下「<u>県税条例施行規則</u>」という。）第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第10条から第26条まで（第25条の表中1の項及び2の項を除く。）及び第81条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>徴税吏員証票等の様式</u>)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表<u>中欄</u>に掲げる書類の<u>様式</u>は、それぞれ<u>同表右欄に定めるところ</u>によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 項</th> <th style="text-align: center;">書 類</th> <th style="text-align: center;">様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 条例第3条第3号及び第4号</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>県税条例施行規則様式第5号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2 条例第4条</u></td> <td style="text-align: center;"><u>徴税吏員証</u></td> <td style="text-align: center;"><u>県税条例施行規則様式第3号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3 条例第7条第1項</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>県税条例施行規則様式第22号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4 条例第7条第1項</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>県税条例施行規則様式第22号の2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(納税管理人の承認等の通知)</p> <p>第6条 局長は、条例第7条第1項の規定による申請書を受理した場合において納税管理人の承認をしたとき、又は承認をしなかったときは、その旨を納税管理人承認（不承認）通知書（<u>県税条例施行規則様式第22号の4</u>）により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>2 局長は、条例第7条第2項において準用する岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第9条第2項の規定による申請書を受理した場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、その旨を徴収金の徴収確保に支障がないことの認定</p>	条 項	書 類	様式番号	1 条例第3条第3号及び第4号	[略]	<u>県税条例施行規則様式第5号</u>	<u>2 条例第4条</u>	<u>徴税吏員証</u>	<u>県税条例施行規則様式第3号</u>	<u>3 条例第7条第1項</u>	[略]	<u>県税条例施行規則様式第22号</u>	<u>4 条例第7条第1項</u>	[略]	<u>県税条例施行規則様式第22号の2</u>	<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号。以下「<u>県税条例施行規則</u>」という。）第3条、第4条、第6条、<u>第7条の3（第2号及び第3号を除く。）</u>、第8条、第9条、第10条から第26条まで（第25条の表中1の項及び2の項を除く。）及び第81条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>納付書等の様式</u>)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表<u>右欄</u>に掲げる書類は、それぞれ<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 項</th> <th style="text-align: center;">書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 条例第3条第3号及び第4号</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2 条例第7条第1項</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3 条例第7条第1項</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 条例第4条に規定する徴税吏員証の様式は、県税条例施行規則様式第1号によるものとする。</u></p> <p>(納税管理人の承認等の通知)</p> <p>第6条 局長は、条例第7条第1項の規定による申請書を受理した場合において納税管理人の承認をしたとき、又は承認をしなかったときは、その旨を<u>別に定める様式による納税管理人承認（不承認）通知書</u>により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>2 局長は、条例第7条第2項において準用する岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第9条第2項の規定による申請書を受理した場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、その旨を<u>別に定める様式による徴収金の徴収確保に</u></p>	条 項	書 類	1 条例第3条第3号及び第4号	[略]	<u>2 条例第7条第1項</u>	[略]	<u>3 条例第7条第1項</u>	[略]
条 項	書 類	様式番号																						
1 条例第3条第3号及び第4号	[略]	<u>県税条例施行規則様式第5号</u>																						
<u>2 条例第4条</u>	<u>徴税吏員証</u>	<u>県税条例施行規則様式第3号</u>																						
<u>3 条例第7条第1項</u>	[略]	<u>県税条例施行規則様式第22号</u>																						
<u>4 条例第7条第1項</u>	[略]	<u>県税条例施行規則様式第22号の2</u>																						
条 項	書 類																							
1 条例第3条第3号及び第4号	[略]																							
<u>2 条例第7条第1項</u>	[略]																							
<u>3 条例第7条第1項</u>	[略]																							

(認定をしないことの) 通知書 (県税条例施行規則様式第22号の5) により当該申請者に通知しなければならない。

(産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定)

第8条 [略]

2 局長は、前項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定した場合には、産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書 (様式第1号) により、当該特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。

(産業廃棄物税の納入申告書等の様式)

第9条 次の表の左欄に掲げる法又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書 類	様式番号
1 条例第15条	[略]	様式第2号
2 条例第18条第2項	[略]	様式第3号
3 条例第19条第3項	[略]	様式第6号
4 条例第20条第1項又は第2項	[略]	様式第8号

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の承認等の通知)

第11条 条例第18条第4項の規定による通知は、産業廃棄物税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書 (様式第4号) により行うものとする。

(特別徴収義務者としての登録の申請書)

第12条 条例第19条第2項に規定する申請書は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書(登録票) (様式第5号) によるものとする。

(産業廃棄物税の証票の再交付)

第13条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、条例第19条第3項の規定により交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、産業廃棄物税に係る証票の破損、汚損・紛失届出書(様式第7号) により、局長に届け出なければならない。

2 [略]

(特別徴収の義務の消滅に伴う申告)

第14条 条例第19条第6項の規定による申告は、産業廃棄物税に係る廃業・証票の返納申告書 (様式第7号) により行うものとする。

支障がないことの認定(認定をしないことの) 通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定)

第8条 [略]

2 局長は、前項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定した場合には、別に定める様式による産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書により、当該特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。

(産業廃棄物税の納入申告書等の様式)

第9条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に定める様式によるものとする。

条 項	書 類	様 式
1 条例第15条	[略]	様式第1号
2 条例第18条第2項	[略]	様式第2号
3 条例第19条第3項	[略]	様式第3号
4 条例第20条第1項又は第2項	[略]	様式第4号

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の承認等の通知)

第11条 条例第18条第4項の規定による通知は、別に定める様式による産業廃棄物税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書により行うものとする。

(特別徴収義務者としての登録の申請書)

第12条 条例第19条第2項に規定する申請書は、別に定める様式による産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書(登録票) によるものとする。

2 条例第19条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、最終処分場の許可に係る許可年月日、許可番号、最終処分場の規模その他の最終処分場の概要に関する事項とする。

(産業廃棄物税の証票の再交付)

第13条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、条例第19条第3項の規定により交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、別に定める様式による産業廃棄物税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書により、局長に届け出なければならない。

2 [略]

(特別徴収の義務の消滅に伴う申告)

第14条 条例第19条第6項の規定による申告は、別に定める様式による産業廃棄物税に係る廃業・証票の返納申告書により行うものとする。



(岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式及び別に定める様式は、施行日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。

(特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部改正)

- 9 特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則（平成18年岩手県規則第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第2号（第7条関係） [略] 氏名又は法人の名称及び代表者氏名 印 [略]	様式第2号（第7条関係） [略] 氏名又は法人の名称及び代表者氏名 印 <u>個人番号又は法人番号</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 10 前項の規定による改正後の特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則に定める様式は、施行日以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

(企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

- 11 企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第121号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書の様式) 第2条 条例第3条に規定する知事が定める申請書の様式は、 <u>様式第1号及び様式第2号</u> のとおりとする。	(申請書の様式) 第2条 条例第3条に規定する知事が定める申請書の様式は、 <u>別に定める様式</u> のとおりとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号及び様式第2号を削る。

(企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 12 前項の規定による改正後の企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

(復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

- 13 復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成24年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書の様式) 第2条 条例第3条に規定する知事が定める申請書の様式は、 <u>様式第1号から様式第4号</u> までのとおりとする。	(申請書の様式) 第2条 条例第3条に規定する知事が定める申請書の様式は、 <u>別に定める様式</u> のとおりとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第4号までを削る。

(復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 14 前項の規定による改正後の復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。